

🌸 コンシェルジュからのアドバイス 🌸

～保育所を申請する際の大切なポイント～



窓口で多い相談やアドバイスを中心に、大切なポイントをご紹介します。利用案内と一緒に、こちらも参考にしながらチェックしてください。

(1) 希望施設を選ぶときのポイント

① まずは園見学をしましょう。

登園の様子をイメージし、朝・晩の送迎が可能かどうか、実際に園まで足を運んで自身の目で見て確かめていただくことが大切です。現実的な範囲で選択肢を広げていくことが入所につながるコツのひとつです。
※園見学をご希望の方は事前に園へ直接お電話をお願いいたします。
※新型コロナウイルス感染症の影響により、園見学の受入方法などが変わる場合があります。

② 近隣区も申し込んでみませんか？ 提出先は居住区へ。

他区だからといって選考が不利になることはありません。隣接区や職場の近く等、幅広いエリアで施設を検討することも有益な方法です。

③ 新設園があればチェックしましょう。

新設園は既に在園している持ち上がりのお子様がいません。既存園の募集数が少ない1歳児以上のクラスは狙い目です。まだ建物ができていないので施設見学はできませんが、既存系列園の見学ができる場合があります。

④ 小規模保育事業・家庭的保育事業をチェックしましょう。

「小規模保育事業」「家庭的保育事業」は0歳児～2歳児クラスまでの預かり施設です。3歳児クラスからは連携施設への進級や幼稚園、新たに保育園の申請等の選択肢があります。

(2) 申請する際に確認すべき大事なポイント

◎保育所・保育施設について

① 入所の時点で希望施設の受入年齢（月齢）に達していますか？

受入年齢（月齢）は4月1日時点の年齢（月齢）です。

受入年齢は施設によって異なります。希望施設の受入年齢（月齢）について今一度ご確認ください。※0歳児は下記図を参照してください。

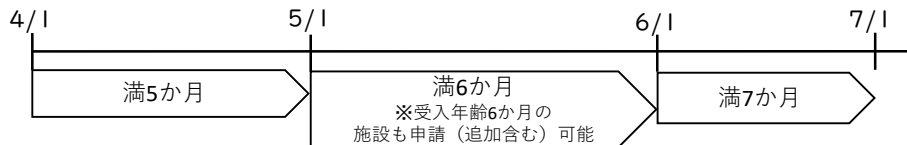


下記キーワードで検索！

ここのeサーチ

検索

例) 令和3年10月2日生まれの子が令和4年4月1日入所の申請をする場合
※令和4年度は0歳児クラス（0歳は受入月齢にも注意してください）



受入年齢（月齢）に達したら希望園の追加も検討しましょう！

② 開所時間は確認しましたか？

園によって開所時間が異なります。希望施設の開所時間が送迎に間に合う時間かどうか必ず確認してください。

③ 施設名に誤りはありませんか？

希望施設が決定したら利用申請書に施設名を正確に記載してください。系列園などは似たような施設の名前が多くあり、施設名が正しく記載されていない場合、ご希望の施設・事業で利用調整ができない可能性があります。

④ 就労証明書の記載誤りはありませんか？

ご提出いただいた記載内容を基に審査が行われます。会社から就労証明書を受け取ったら、裏面の記入要領をよくお読みいただき、記載内容に誤りがないかご自身でも確認のうえ提出してください。

※コロナや妊娠悪阻等により就労実績が減少している場合は、特記事項にその旨（理由・期間）を記載してください。

※「就労時間」…休憩時間を含む就労時間を記載してください。

※「就労実績」…有給の休暇は実績として該当月1日～末日までの就労日数を記載してください。

◎きょうだい同時申請について

きょうだいの入所の組み合わせ方法について、利用申請書裏面の設問の範囲でご希望いただけます。組合せのご年齢にもよりますが“きょうだい同時同園”限定にすると、どちらか一方が決まらなると2人とも保留になる可能性が高くなります。どこまで範囲を広げることが可能か、ご家族でよく話し合ってください。

◎4月入所は一次利用調整が大事！希望施設は見直しましたか？

毎年4月入所の一次利用申請の結果が保留になってから希望施設を増やす方が多くいらっしゃいます。しかし二次利用申請のときには空き枠が少なくなってしまうので、一次申請のうちから幅広く検討しましょう！

◎書類の締め切りは厳守です！

申請書類の提出は、利用を希望する月の申請期間内に行ってください。

(3) 認可保育所以外の施設について

◎幼稚園・認定こども園一覧

※横浜市の利用調整はありません。保護者が直接、各施設に問合せ・申し込みをします。



下記キーワードで検索！

横浜市 幼稚園

検索

①認可外保育施設

ア 横浜保育室

0～2歳児の受入れ施設です。※3歳児以上のお子さんの受入れを行っている施設もあります。横浜市が独自に認定している認可外保育施設です。随時申込みを受付けており、保育料軽減助成制度もあります。

イ 企業主導型保育事業

国から助成を受けながら自社や契約企業の従業員の他、地域のお子様も預かる認可外保育施設です。

ウ その他認可外保育施設

都道府県の認可を受けていない保育施設の総称です。開所時間、保育内容、利用料等は施設によって様々です。

②幼稚園等

3～5歳児の受入れ施設です。※満3歳児及び2歳児の受入れを行っている施設もあります。働きながら幼稚園・認定こども園（教育利用）に通わせたい、保育所以外にも預けられるところがないか探しているという保護者の方の要望に応え、地域の実情に応じて、正規の教育時間終了後も引き続き在園児を夕方まで預かる園が多くあります。その中でも、横浜市が認定した幼稚園・認定こども園（教育利用）で実施する市型預かり保育は、「保育の必要性」がある場合、午前7時30分から午後6時30分（土曜日は午後3時30分まで）の預かりや、夏休み等の長期休業期間中も実施しています。詳しくは各施設へお問合せください。

(4) あわせて押さえておきたいポイント

①保留の際の翌月以降の調整について

4月入所の一次利用調整が保留となった場合は、自動的に二次利用調整の対象となります。また二次利用調整においても保留となった場合、利用が内定するまで利用調整の対象となります。（翌年3月まで有効）

②利用申請中に申請内容に変更が生じたら、変更などの申請・届出を行ってください

希望園の追加や、保育を必要とする状況等、利用申請の内容に変更があった場合には手続きを行ってください。申請を行っていただくことにより、利用調整のランク等が変更となる場合があります。

③幼児教育・保育の無償化について

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児クラスの全ての子ども利用料が無償化。0歳児から2歳児クラスの子どもは、市民税非課税世帯が無償化の対象となります。施設によって無償化になる利用料の上限や、保育の必要性の認定が必要な場合があります。詳細は右記QRコードよりアクセスしてご確認ください。

◎無償化について



下記キーワードで検索！

横浜市 無償化

検索

◇よくある質問にお答えします◇

Q1 「希望施設は1つに絞った方が入所しやすいの？」

希望施設が1つだけの方が有利になることはありません。申請いただいた全ての希望施設で優先順位に基づき利用調整が行われます。希望施設は多く申請いただいたほうが入所の可能性が広がります！

Q2 「希望施設は8園までしか申請できないの？」

希望施設はいくつでも申請いただくことが可能です。第9希望以上の申請をされる際は、別紙に子の名前・生年月日・希望順の番号と施設名・所在区を記載し申請してください！

Q3 「募集予定人数が0名でも希望施設として申請できるの？」

募集予定人数は現時点の目安であり今後変更となる可能性があります。通いたい施設がありましたら、たとえ募集予定人数が0名でも希望施設として申請をしてください！

Q4 「同じ保育園を申請していて、第1希望の人と第5希望の人ではどちらが優先されるの？」

ランクが高い方から入所が決定します。希望順位を上げれば入りやすくなるわけではありません！入所したい希望園順にご記入ください！

Q5 「利用申請書【B】の最下段にある“希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい。”のチェック欄は何ですか？」

この欄にチェックを入れることで本来のランクとは関係なく、利用調整の優先順位を下げる取扱いをするものです。しかし定員に空きがある場合などは利用内定となることもあります。